

社会福祉法人たちばな会 役員等報酬及び旅費規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たちばな会の役員等の報酬及び旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、次の各号に挙げるものをいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 理事長が委嘱した委員（苦情解決第三者委員等）

2 この規程でいう出張とは、法人業務のため役員等がその勤務地（非常勤役員等についてはその住所）から離れて旅行することをいう。

第2章 役員等の報酬

(報酬)

第3条 役員等に支給する報酬額は別表1に定めるものとする。

(職員給与との併給)

第4条 本法人の職員を兼務し給与の支給を受けている役員等に対しては、本規程に基づく報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、会議等に出席又は出勤の都度、現金で支給する。

2 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

第3章 役員等の旅費

(出張伺)

第6条 役員等が出張する際は、文書により出張伺を理事長に提出しなければならない

(出張命令等)

第7条 法人業務が電話・郵便等の通信による連絡手段では円滑に遂行できない場合、理事長において出張を命令する。

(旅費の請求)

第8条 出張命令を受けた役員等は、その出張が完了したとき遅滞なく旅費を請求しなければならない。

(旅費)

第9条 役員等が、法人業務のため出張するにあたっては、次の各項並びに別表2により旅費を支給する。

- 2 交通費は、鉄道乗車賃、乗船賃、航空機搭乗賃、車賃とし、実費を支給する。
- 3 業務に要した必要経費は、実費を支給する。
- 4 県内出張に限り、やむを得ず自家用車を使用した場合は、走行距離に対し、1 km 当たり 30 円を支給する。

(旅費の計算)

第10条 旅費は、順路により計算する。但し、天災等やむを得ない事由と理事長が認めた場合は、実際の経路による。

- 2 出張の日数は、出発日と帰着日を含む日数とする。

(旅費の支払い)

第11条 旅費等は、役員等からの請求後支払うこととする。但し、必要により事前に概算額を支払い、事後精算することができる。

(適用の除外)

第12条 本法人の職員を兼務する役員等に対しては、一般職員旅費規程を適用し、本規程に基づく旅費は支給しないものとする。

第4章 雑 則

(公表)

第13条 法人はこの規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 役員の費用弁償の支払いに関する規程は、廃止する。
- 3 役員旅費規程は、廃止する。
- 4 この規程は、役員等報酬及び旅費規程とし、令和7年4月1日から施行する。

別表1

(1) 評議員

	日額	上限年度総額
①評議員会への出席	6,000 円	126,000 円
②上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000 円	42,000 円

(2) 理事

	日額	上限年度総額
①理事会等会議への出席	6,000 円	144,000 円
②上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000 円	24,000 円

(3) 監事

	日額	上限年度総額
①監事監査、理事会、評議員会等への出席	6,000 円	132,000 円
②上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000 円	12,000 円
③上記の用務で3時間を超える場合	12,000 円	168,000 円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
①委員会又は法人及び施設業務のための出勤	6,000 円

(5) 理事長が委嘱した委員（苦情解決第三者委員等）

	日額
①委員会又は法人及び施設業務のための出勤	6,000 円

別表2

費目別 目的地区分		鉄道乗車賃、乗船賃、航空機搭乗賃、車賃の料金	宿泊料	日当	その他の経費
県外	甲地区	実費	13,100 円	5,000 円	業務に要した必要経費の実費
	乙地区		11,800 円		
県内	全域		支給しない		

【備考】

- ・甲地区は東京都・大阪市・名古屋市・横浜市・京都市及び神戸市をいう。
乙地区はその他の地区をいう。
- ・事情によりやむを得ず超過した宿泊費については、その実額を支給する。
- ・目的地が県内に限り、自家用車を使用した場合は 30 円/kmを支給する。

(別表1 非常勤役員等の報酬における年度総額の計算根拠)

評議員

①	7名 × 1回(定時評議員会)	× 6,000 円 =	42,000 円
	7名 × 2回(臨時評議員会)	× 6,000 円 =	84,000 円
		計	126,000 円
②	7名 × 1回(法人、施設業務回数)	× 6,000 円 =	42,000 円

理事

①	4名 × 3回(定例理事会)	× 6,000 円 =	72,000 円
	4名 × 3回(臨時理事会)	× 6,000 円 =	72,000 円
		計	144,000 円
②	4名 × 1回(法人、施設業務回数)	× 6,000 円 =	24,000 円

監事

①	2名 × 2回(監事監査2日)	× 6,000 円 =	24,000 円
	2名 × 1回(定例評議員会数)	× 6,000 円 =	12,000 円
	2名 × 2回(臨時評議員会)	× 6,000 円 =	24,000 円
	2名 × 3回(定時理事会)	× 6,000 円 =	36,000 円
	2名 × 3回(臨時理事会)	× 6,000 円 =	36,000 円
		計	132,000 円
②	2名 × 1回(法人、施設業務回数)	× 6,000 円 =	12,000 円
③	2名 × 7回(指導監査等立会)	× 12,000 円 =	168,000 円

総計 648,000 円